

大牟田市園芸育成振興事業 要望調査の実施

要望から審査結果のお知らせまでの流れ

(1) 事業実施予定者の要望を受け付けます

令和 8 年 3 月までに事業が完了するもので、補助を希望する案件は、4 月末までに「3. 必要書類」を提出してください。

(2) 審査を行い、5 月下旬に結果をお知らせします

提出された案件を審査し、結果をお知らせします。

【ご注意ください】

※ 審査を行うので、要望しても補助を受けられない場合があります。

※ 採択された場合、その後の申請手続きに必要な書類を送付します。

1 補助内容

ハウスなどの園芸施設の新設や、果樹苗木の購入にかかる経費の一部を補助します。

対象になる経費	補助率
園芸施設等の設置に要する経費 ハウス、雨よけトンネル、防除かん水、寒冷紗、多孔質マルチ、高設栽培、イチジク用防風施設・棚 ただし、国・県の補助事業の対象とならない新規（多孔質マルチは除く）の施設で、施設の設置面積が 200 m ² 以上のものに限ります。	事業費の 1 / 3 以内 ※多孔質マルチは、資材費の 1 / 5 以内です ※上限額 5 4 0 , 0 0 0 円
果樹苗木購入に要する経費 国・県の補助事業の対象とならないもので、事業面積が 200 m ² 以上のものに限ります。	事業費の 1 / 3 以内 ※上限額 5 0 , 0 0 0 円

2 補助対象

- (1) 認定農業者
- (2) 認定新規就農者
- (3) その他販売を行う農業者

※いずれも、市内居住者に限ります

3 必要書類

- (1) 要望概要書
- (2) 見積書の写し
- (3) カタログ・パンフレット等
- (4) 設計図
- (5) 対象農地の位置が分かる地図
- (6) 出荷していることが確認できる書類（出荷伝票など）

※(6)は、「2の(3) その他販売を行う農業者」のみ

4 提出期限

令和7年4月30日（水）

※郵送の場合は、当日の消印有効

5 提出先

大牟田市役所農林水産課 農業振興担当

【問い合わせ先・提出先】

大牟田市役所農林水産課 農業振興担当

〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地

電話 41-2754